

平成19年10月19日  
自動車交通局

## 「貸切バスに関する安全等対策検討会」検討報告について（概要）

## 1. 検討会の目的

平成19年2月に大阪府吹田市で発生した「あずみ野観光バス」による重大事故を契機に、国土交通省、貸切バス事業者、旅行業者、両業界の団体、労働組合の実務者をメンバーとして、貸切バスやいわゆるツアーバスに係る安全性の確保・質の向上に向けた方策を検討。

## 2. 検討会メンバー

池田 浩	株式会社ジェイティービー 旅行事業本部国内企画部長
小久保 正 保	社団法人全国旅行業協会 事務局長
坂本 榮	全日本交通運輸産業労働組合協議会 事務局次長
篠原 瑛	株式会社はとバス 専務取締役
野平 昭 憲	社団法人日本バス協会 常務理事
米谷 寛 美	社団法人日本旅行業協会 事務局次長
花角 英 世	国土交通省総合政策局観光事業課長
川勝 敏 弘	国土交通省自動車交通局安全政策課長
(江角 直樹)	(国土交通省自動車交通局総務課安全監査室長)
藤田 耕 三	国土交通省自動車交通局旅客課長

(敬称略、順不同)

## 3. 報告の主な内容

別紙のとおり

「貸切バスに関する安全等対策検討会」報告の主な内容

問 題 点	対 応 策	実施時期
<b>1. 運行時の安全の確保について</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交替運転手の配置基準として、時間による基準が定められているが、個々の運行において、配置が必要かどうかわかりにくく、旅行業者にも説明しにくい。</li> </ul>	<p><b>(1) 交替運転者の配置基準</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省において、乗務距離に基づく交替運転者の配置基準のあり方を検討</li> </ul>	年内
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ツアーバス等については、路上での乗降が一般的で乗降時の安全確保が不十分。</li> </ul>	<p><b>(2) 旅客の乗降時における安全の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省において、駐停車禁止場所での乗降禁止について、貸切バス事業者・旅行業者に徹底</li> </ul>	速やかに
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸切バス事業者・旅行業者が中心となって、主要地点における乗降場所の確保策を検討</li> </ul>	中長期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸切バスにおいて、旅行業者の指示等に起因して事故が発生した場合、その背景の把握が困難。</li> </ul>	<p><b>(3) 自動車事故報告書への旅行業者名の記載・旅行業者の責任の明確化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省において、省令を改正し、自動車事故報告書に旅行業者名等を記載。これにより、道路運送法上の監査等の他、旅行業法上の立入検査等の対応ができる環境を整備</li> </ul>	年度内
	<p><b>(4) 監査の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省において、必要な監査要員の確保に努め、効率的かつ重点的な監査を実施</li> </ul>	継続
	<p><b>(5) 車両安全対策の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省において、バスの事故実態等を把握、分析した上で必要な車両安全対策の強化について検討</li> </ul>	中長期

問 題 点	対 応 策	実施時期
<b>2. 貸切バス事業者の質を向上させるための方策について</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>安全等に対する取り組みをどの事業者が適切に行っているか利用者から見た場合に不明で、質のよい事業者が選ばれるとは限らない。</li> <li>安全性等の質よりも、運賃の高低が優先される場合がある。</li> </ul>	<b>(1) 貸切バス事業者を選択できる仕組みの構築（事業者評価の実施）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省において、貸切バス事業者の評価制度を検討。また、ツアーのパンフレットにおけるバス事業者の安全情報等の記載について検討</li> </ul>	1～2年以内
	<b>(2) 貸切バス事業者による安全情報の公表</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省において、安全情報の公表内容・方法等について指導</li> </ul>	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>ツアーバスを巡る問題点、課題の解決に向けて、関係者の連携・協力が必要。</li> </ul>	<b>(3) ツアーバス実施事業者間の安全性向上のための連携の強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省の主導により、事業者間の連携、行政との対話等を図るため、「ツアーバス連絡協議会（仮称）」を設置</li> </ul>	年度内
<b>3. 貸切バス業界及び旅行業界の連携・協力のあり方について</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>バス運行の安全規制等について、旅行業者の理解が不十分。貸切バス側が無理を承知で契約する場合、旅行業者が提示する運賃水準が低すぎる場合もある。</li> <li>契約変更時の取扱いなど、貸切バス事業者と旅行業者が協力して対応する事項についての指針が必要。</li> <li>両業界による意見交換が年1回程度行われているが、その結果が業界全体に伝わっていない。</li> </ul>	<b>(1) ツアーバス向け長距離都市間運行モデル等の作成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>バス業界において、代表的な都市間における標準的な運行モデルを作成</li> </ul>	1～2年以内
	<ul style="list-style-type: none"> <li>両業界が連携して、安全運行パートナーシップ・ガイドライン（仮称）を作成</li> </ul>	1～2年以内
	<b>(2) 両業界の相互理解等を図るための場の設置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>両業界が連携し、旅行行程の作成、安全規制の周知、需要拡大策等のテーマについて、協議会等を開催して具体的に検討。ブロック毎の検討を活性化。行政も協力。</li> </ul>	体制の整備について、年度内